



年金

平成23年度学生納付特例申請を受付しています

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する方です。申請する場合は、年金手帳と印鑑、在学証明書（原本）または学生証（コピー）をお持ち下さい。

平成23年度の学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月まで、毎年度申請が必要です。ただし、平成23年1月下旬までに学生納付特例申請をして承認された方で、平成23年度4月以降も引き続き同じ学校に在学予定である場合は、4月上旬に日本年金機構から再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば必要事項を記入の上ご返送ください。平成23年2月および3月に学生納付特例申請書を提出した方や申請用紙が送

付されない方は窓口での申請が必要ですが、

申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されません。就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

★国民年金保険料の追納

保険料の免除や若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間には、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

このため、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができるようになってきます。追納されることにより、老齢基礎年金の年金額に算入されません。

また、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつきますので、お早めにされることをおすすめします。

なお、一部免除が承認された方は、一部納付額を未納のまま

みんなの掲示板

町以外の事業をお知らせします。

●第17回三春オーブンゴルフ大会中止のお知らせ

このたびの東北地方大震災により被災された皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、毎年6月に開催しておりました三春オーブンゴルフ大会につきまして、今年中止とさせていただきますので、お知らせいたします。

▼問 郡山信用金庫三春支店 武藤・佐藤

☎0247-62-2105

2年を経過すると、一部免除も無効になり追納もできませんのでご注意ください。

▼問

▼住民課 住民グループ

☎62-8126

▼日本年金機構 郡山年金事務所

☎024-932-3434



暮らし

＜狂犬病予防注射（集合注射）延期のお知らせ＞

毎年5月に各地区巡回による集合注射を実施していましたが、地震などの影響により実施が困難となりました。

ついては、秋に各地区巡回による集合注射を実施する予定です。

なお、犬の鑑札および注射済票交付事務は、「さくら動物病院」に委託していますので、ご利用ください。犬の登

録申請書の受理と鑑札交付、狂犬病予防注射と注射済票の交付が同時に受けられます。

▼委託先

さくら動物病院

三春町字深田和151-40

☎62-6252

▼委託業務内容

▼犬の登録申請書の受理

▼鑑札交付

▼注射済票の交付

▼問 住民課生活環境グループ

☎62-2147



広告欄